

# ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) 追加申請【フタル酸エステル類】が認定 されました！

当社は、2007年に製品中の重金属分析において国際規格 ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) の認定を取得して以来、お客様のニーズにお応えし認定範囲を拡大して参りました。

この度、新たに 2017 年 7 月 6 日付で フタル酸エステル類の追加申請 が、(公財)日本適合性認定協会 (JAB) より承認され、**追加認定を受けました** (認定番号: RTL02330)。

これにより「ハロゲンフリー」として基板や樹脂への使用制限が求められている塩素 (Cl)、臭素 (Br) 等のハロゲン分析、食品、飲料水、飼料、土壌などの放射能測定、さらに水道法水質基準全項目 (51 項目)、アンチモン、ベリリウム、リン、RoHS 指令の公定法である IEC 62321 の 6 項目 (Cd、Pb、Hg、Cr<sup>6+</sup>、PBB、PBDE) に加えフタル酸エステル類 7 項目 (DIBP、DBP、BBP、DEHP、DNOP、DINP、DIDP) においても、当社の分析技術が国際的に通用する妥当なものであると認定されたこととなります。

## 1) ISO 9001 と ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) との違いは？



図 1. 認定登録証

ISO 9001 は品質マネジメントシステムが要求されていますが、試験所の技術的な能力を保証するものではありません。(当社は既に ISO 9001 認証を取得し、その運営を確立しています。)

一方、このたび当社が取得した ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) は、試験結果の信頼性を保証する国際的な試験所認定の規格です。

すなわち、この認定の取得により、試験所が ISO 9001 の要求事項を全て満たしつつ、なおかつ技術的に適格であり、妥当な結果を出す能力を有していることが対外的に保証されることとなります

## 2) 認定の範囲

### 『放射能・放射線試験』

食品中の放射性セシウム検査法

ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線  
スペクトロメトリー

NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ機器分析法

I-131、Cs-134、Cs-137



図 2. 認定証付属書  
(認定範囲抜粋)



『化学試験』

IEC62321-3-1

- ・ 蛍光X線(XRF)分析法によるスクリーニング  
Hg、Cd、Pb、Cr、Br

IEC62321-3-2 BS EN 14582 準用、上水試験方法

- ・ イオンクロマトグラフィー Cl、Br、F、I

IEC 62321-4 JIS K 0123

- ・ 還元気化-原子吸光光度法 Hg

IEC 62321-5

- ・ ICP-OES Cd、Pb、Cr
- ・ ICP-MS 法 Hg

IEC 62321-6

- ・ ガスクロマトグラフィー質量分析法(GC/MS) PBBs、PBDEs

IEC 62321-7-1

- ・ 紫外可視吸光光度分析 ジフェニルカルバジド-  
吸光光度法(UV-VIS) Cr(VI)

IEC 62321-8

- ・ ガスクロマトグラフィー質量分析法(GC/MS)  
DIBP、DBP、BBP、DEHP、DNOP、DINP、DIDP

IEC 62321 Annex C 準用(定量範囲の上限を設定)

- ・ 紫外可視吸光光度分析 アルカリ抽出-ジフェニルカルバジド吸光光度法(UV-VIS) Cr(VI)

EPA3052

- ・ マイクロウェーブ分解/ICP-OES アンチモン、ベリリウム、リン

『食品・医薬品試験』

水道法水質基準全項目(51項目)

＜試験対象品目＞

『放射能・放射線試験』

食品、医薬、飲料水、乳児用食品、牛乳、飼料、肥料、土壌、汚泥、産業廃棄物

『化学試験』

- ① 金属、原材料、関連製品
- ② 環境試料:水質
- ③ セラミック、ガラス、原材料、関連製品
- ④ 電子製品、関連製品
- ⑤ 樹脂・ゴム、原材料、関連製品
- ⑥ 印刷材料(インク、染料、接着剤等)
- ⑦ 油脂、界面活性剤、関連製品

『食品・医薬品試験』

水:上水



図 3. 認定証付属書 (認定範囲抜粋)





お客様

内藤環境管理がISO/IEC17025を取得したことは、  
私たちに何かメリットはあるの？

という、お客様のご質問にお答えします！！

### お客様のメリット①

#### 結果の信頼性を証明するロゴマーク付き証明書の発行が受けられます

当社は、認定を受けた範囲の試験結果において、証明書に認定機関（公益財団法人 日本適合性認定協会；JAB）及びILAC/MRA\*1のロゴマークを表記して発行することができます。

このロゴマークは認定を受けたことの証明であり、試験所としての信頼性が客観的に評価されていることとなります。

### お客様のメリット②

#### 国際的 One Stop Testing の有効性が確保されます

WTOは貿易の国際化、グローバル化に伴いTBT協定に基づく相互認定を推奨しています。国や地域が異なっても一度試験を行えば、その結果が共有化できる制度で、認定を受けた当社の試験結果は、世界的に通用することになります。

日本のJABはILAC及びAPLAC\*2に加盟している他国の認定機関と相互承認協定を結んでいます。この制度はアジア、欧州、米国等主要国を始め、世界58経済地域に広まっておりますので、認定を取得している当社にご依頼いただければ、わざわざ輸出国の分析試験所に依頼しなくても、当社の試験検査結果が国や制度の違いを越えて国際的に通用します。それにより、時間的・コスト的な効率化が達成されます。

※1 ILAC（国際試験所認定協力機構）、MRA（国際相互承認協定）

※2 APLAC（アジア・太平洋試験所認定機構）

詳しくは、当社営業担当及び技術担当がご説明致しますので、お気軽にお問い合わせください。  
(フリーダイヤル0120-01-2590)

